

中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱について

中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱では、解体建築物（基礎または杭のみの解体工事を含む）にお知らせ看板（標識）を設置して、近隣住民に工事内容の周知を図るよう定めています。

発注者等におかれましては、本要綱の趣旨をご理解いただき、説明会を開催して解体工事の内容の説明を行うとともに、近隣住民との協議を十分に行い、相隣紛争を未然に防止するよう努めてください。

また、解体建築物にアスベスト等が使用されている場合があり、これらの事前把握を行い、安全で適正な処理の徹底強化を図ってください。

本要綱の主な内容は下表のとおりです。

		木造建築物の解体工事	木造建築物以外の解体工事
対象となる解体工事		中央区内で行う建築物すべての解体工事	
お知らせ看板	設置箇所	解体建築物の敷地の道路に接する部分（当該敷地が2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分）	
	設置時期	解体工事開始の15日前まで	解体工事開始の30日前まで
	届出書提出時期	お知らせ看板の設置日から7日以内まで	
説明会の開催	開催時期	解体工事開始の7日前までの早い時期	解体工事開始の15日前までの早い時期
	対象範囲	敷地境界線から10mの範囲	敷地境界線から10mの範囲または敷地境界線から建築物の高さ（1H）の範囲のうちのどちらか広い範囲
	説明すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 解体建築物の規模・構造、位置及び隣接建築物との位置関係の概要 工期、解体方法、作業時間、作業内容及び工事車両の通行経路 安全対策、騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策 解体建築物のアスベスト等の有無及び処理計画、処理方法 等 ＊詳しくは本要綱第7条及び説明会の開催にあたっての留意事項を参照	
	報告書提出時期	解体工事開始前までの早い時期	

※注1 標識設置届出書、説明会の報告書の提出部数は「2部」とします。1部は受付後に返却します。

2 様式は、中央区ホームページサイト内検索より、「解体要綱」で検索して「中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱」よりダウンロードしてご利用ください。

本要綱の詳細については、都市整備部 建築課 建築調整係

03-3546-5463（直通）へお問い合わせください。

◎ 注 意 事 項

1 特定建設作業及び指定建設作業については、休日及び早朝・夜間（午前7時以前・午後7時以降）は、原則として禁止されています。また、建築物のアスベスト等に関しては必ず事前調査を行い、アスベスト等が使用されている場合には、それらの物質を除去してから解体工事に着手してください。

問い合わせ先 環境土木部 環境課 生活環境係 03-3546-5403

2 ネズミ・害虫の駆除を行ってから解体工事に着手してください。

問い合わせ先 福祉保健部 生活衛生課 環境衛生第一・第二係 03-3541-5938

3 その他、解体工事に関連する以下の届出については、各問い合わせ先に確認してください。

- ・建設リサイクル法 都市整備部 建築課 建築調整係 03-3546-5454
- ・建築物除却届 都市整備部 建築課 指導審査係 03-3546-5456
- ・建築設備等廃止・使用休止届 都市整備部 建築課 建築監察係 03-3546-5455